

自己評価報告書

平成 23 年 5 月 2 日現在

機関番号：34416

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2008 ～ 2011

課題番号：20730074

研究課題名(和文)

複合的契約関係における部分的解消の法理に関する研究

研究課題名(英文) The research on the theory of the partial termination in the complex long-term contracts

研究代表者：寺川 永
(TERAKAWA YO)

研究者番号：50360045

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：民法、契約法

1. 研究計画の概要

(1)複数の契約で、とくに、複数の当事者間で形成される契約関係(便宜上、「複合的契約関係」とする)において、一方の契約の債務不履行が、他方の契約にどのような影響を及ぼすかについて、その解消法理について研究している。また、そのなかでもとりわけ部分的な解消が求められるケースは少なくないと考えて、そのような契約関係における法的問題について分析している。

(2)消費者と事業者との間で形成される消費者取引について、最近の法的問題について検討している。その際、「消費者の権利の実効性の確保」という観点から、裁判外紛争解決方法についてもあわせて考察する。

(3)近年めざましい展開をみせている、EUにおける消費者私法の動向について検討している。とくに、消費者問題に関連する指令について蓄積された議論の検討および分析を行っている。

2. 研究の進捗状況

(1)前出1.(1)について、複合的契約関係に関連する裁判例も含めて、債権法(債権総論、契約総論および契約各論)に関わる裁判例の収集と分析を行った(後掲5. [雑誌論文]②および③)。全般的な動向について概観することができたが、部分的な解消法理という視点を考える上では、検討素材としては、さほど近年目立って出てきているといった状況ではないように思われた。

(2)前出1.(2)について、消費者契約における契約締結過程における法的問題について分析を加えた(後掲5. [雑誌論文]⑥)。また、消費者取引に関連する裁判例に関する分析を加えている(同①)。また、消費者の権利の実効性の確保という観点からは、ドイツにおける保険オンブズマンに関する検討を(同⑤および後掲[学会発表]②)、裁判外紛争解決方法の目指される方向性について検討する機会を得た。いずれにせよ、消費者問題に関する議論は活発で、その際に、情報能力に格差のある消費者をいかにして保護するののかという視点について、なお、議論の余地があるように思われた。

(3)CISGをはじめとする統一的な契約ルールについて、検討を加えた(後掲5. [雑誌論文]④)。CISGについて数年前に日本が加入したことから重要であることは言うまでもないが、その他に、消費者権利指令草案やDCFR(共通参照枠草案)のような試みが、今後、EUにおいてどのような影響を及ぼすのかについて注視する必要があると考えており、その意味でも十分に調査収集をふまえたうえで分析を行う予定である。

3. 現在までの達成度

②おおむね順調に進展している。特に、複合的契約関係について分析をするにあたって、裁判例の集積に終わっている感は否めないものの、消費者取引における複合的契約関係の位置づけを明確にすることができたとは考えている。EU消費者私法の分析について、成果こそ少ないものの、順調に進展している。

4. 今後の研究の推進方策

検討対象のさらなる分析を行う。特に、裁判例のみならず、学説の整理も必要であると思われるので、その点についても重視したい。

5. 代表的な研究成果

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 6 件)

①寺川永「最新判例情報」現代消費者法 8 号、96 頁～104 頁、2010 年、査読無

②寺川永「判例回顧と展望／債権」法律時報 6 月臨時増刊『判例回顧と展望 2009』82 巻 6 号、85 頁～93 頁、2010 年、査読無

③寺川永「判例回顧と展望」法律時報 6 月臨時増刊『判例回顧と展望 2008』81 巻 7 号、77 頁～86 頁、2009 年、査読無

④寺川永「(翻訳) インゲボルク・シュヴェンツァー著『不可抗力とハードシップにおける免責—CISG,PICC,PECL,DCFR—』」龍谷大学社会科学研究年報 39 号、108 頁～120 頁、2009 年、査読無、
<http://hdl.handle.net/10519/488>

⑤寺川永「(翻訳) ユルゲン・バーゼドー著『高額な訴訟費用を要する国における、少額訴訟の実効性の確保：ドイツ保険オンブズマン』」関西大学法学論集 58 巻 5 号、137 頁～160 頁、2009 年、査読無

⑥寺川永「消費者契約における『情報提供』、『不招請勧誘』および『適合性の原則』に関するドイツの法制度」別冊 NBL『諸外国の消費者法における情報提供・不招請勧誘・適合性の原則』121 号、3 頁～32 頁、2008 年、査読無

[学会発表] (計 2 件)

①寺川永「金の商品先物取引の委託契約において将来の金の価格は消費者契約法 4 条 2 項本文にいう「重要事項」に当たらないとされた事例」関西若手研究者民事判例研究会、2011 年 1 月 22 日、同志社大学神学館

②寺川永「『ドイツ保険オンブズマン』について」、ヨーロッパ契約法研究会、2008 年 7 月 24 日、龍谷大学紫光館

[図書] (計 1 件)

①寺川永、法律文化社、『18 歳からはじめる民法』、2010 年、44 頁～49 頁